（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、財団、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
会社その他　二七

内閣官房令

○内閣官房令第四号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十六年八月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「第二十四条各号に掲げる場合」の下に「、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第三十九条各号に掲げる場合、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十六条各号に掲げる場合」を加え、同項に次の一号を加える。

六　幹部候補育成課程に関する事項

第一条第四項第三号中「又は」を「若しくは」に、「研修及び」を「研修又は国家公務員法第六十一条の九第二項第三号及び第四号に掲げる研修並びに」に改める。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十五号

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十二条第八項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第百四十四条―百六十三条）」を「入学及び卒業等（第百四十四条―百六十三条）」に改める。

第二十六条の次に次の一項を加える。

学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

第九章第二節の節名中「、退学、転学、留学、休学」を削る。

第百四十四条を次のように改める。

第百四十四条　削除

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

第二条　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（学長の選考が行われたときの公表事項）

第一条の二　法第十二条第八項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十二条第二項の規定により学長として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考した理由

二　学長選考会議における学長の選考の過程

○厚生労働省令第百二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第一項第三十八号及び第百十条並びに国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第四号中「この条、第七十七条の三及び第八十五条の二第二項において」を「第七十七条の五を除き」に改め、同条第二項第三号中「前々年。以下」の下に「この条、第七十七条の三及び第七十七条の五において」を加える。

第七十七条の三第二項第三号中「当該期間に一月から六月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下同じ。）」を削る。

第七十七条の五第二項第四号イ中「当該期間に申請日が含まれない場合にあつては、当該期間の末日における扶養親族等）」を削る。

第七十七条の六第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学

第八十五条の二の次に次の一条を加える。

第八十五条の三　次の表の上欄に掲げる申請を行う者（次項において「免除等申請者」という。）は、当該申請に係る申請書（次項において単に「申請書」という。）に申請者等の所得の状況を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等（地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出していない申請者等に限る。以下この項及び次項において同じ。）の所得が同表の下欄に掲げる規定に規定する額を超えないことを厚生労働大臣が確認できるときは、当該書類に代えて、当該申請者等の所得が当該額を超えない旨を記載した申立書を添えて提出することができる。

2　前項の規定は、法第二十六条において読み替えて準用する法第十二条第八項の規定により大学共同利用機関法人が行う公表について準用する。この場合において、「学長」とあるのは「機構長」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

（学部長等の任命）

第七条の二　法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあっては、学長又は機構長の定めるところにより行うものとする。

附　則

この省令は、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。